

家族を扶養している組合員の皆さまへ

被扶養者の要件を欠いたときは、 認定取消手続を忘れずに行ってください

アルバイト・パート収入等による収入限度額の超過や、就職等により被扶養者としての要件を欠いたときは、速やかに認定取消手続を行ってください。

取消日以降に医療機関を受診していた場合、共済組合が負担した医療費を返還していただきます。取消手続が遅れると、返還額が高額となることがありますのでご注意ください。



1 被扶養者がほかの健康保険証を持っていませんか？

- ✓ ひほかの健康保険組合に加入したときは、取消手続を行ってください。
パート・アルバイト等であっても、健康保険に加入する場合がありますのでご注意ください。

2 被扶養者の収入が限度額以上になっていませんか？

パート・アルバイト収入がある方

被扶養者の収入限度額は、年額130万円未満・月額108,334円未満です※。

※年金受給者の収入限度額については、次の「年金額が決定された方・改定された方」を参照してください。

- ✓ 月額収入が3か月連続して108,334円以上となった段階で、今後年額130万円以上となる収入が見込まれると判断します。取消手続を行ってください。
- ✓ 上記に該当していなくても、年額収入が130万円以上となったときは、取消手続を行ってください。
年額とは暦年や年度ではなく、ある月から12か月分の合計額で判断します。

年金額が決定された方・改定された方

60歳以上で年金を受給している方、60歳未満で障害年金を受給している方の収入限度額は年額180万円未満・月額150,000円未満です。

- ✓ 年額180万円以上の収入額となることが決定したときは、取消手続を行ってください。
65歳の誕生日で年金額が改定されますので、ご注意ください。

3 扶養替えが必要となっていませんか？

夫婦共働きで子どもを扶養している方

- ✓ 組合員よりも配偶者の収入が多く、差額が1割を超えたときは、取消手続を行い扶養替えしてください。

4 その他の取消事由にご注意ください。

- ✓ 令和2年4月1日から被扶養者の「国内居住要件」が追加されました。
扶養している家族が外国に居住しており、例外事由に該当しない場合は認定取消となります。
- ✓ 家族の収入が大きく変動したとき、収入形態が変わったとき、同居していた家族が別居したときなどは、認定取消に該当することがあります。

詳細は、所属所の共済事務担当者へお問い合わせください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826